

退職手当の調整額の計算に関する事務取扱要領を下記のように定め、平成20年4月1日から実施する。

記

第1 趣旨

この要領は、職員の退職手当に関する条例（昭和37年兵庫県条例第50号。以下「条例」という。）の規定に基づき、退職手当の調整額の計算に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 調整額の対象とならない休職月等

条例第7条の3第1項に規定する任命権者が別に定める休職月等は、次に掲げる休職月等の区分に応じ、それぞれ次に定める休職月等とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（職員の自己啓発、社会貢献等のための休業に関する規則（平成20年兵庫県人事委員会規則第3号）第4条第1項各号のいずれにも該当するものを除く。）又は同法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 当該休職月等
- (2) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「地方公務員育児休業法」という。）第2条第1項の規定による育児休業により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）又は地方公務員育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による勤務を含む。）により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 退職した者が属していた条例第7条の3第1項各号に掲げる職員の区分（以下「職員の区分」という。）が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等
- (3) 現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等（前記(1)及び(2)に規定する現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等を除く。） 退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等

第3 調整額に係る高齢者部分休業の承認を受けた期間の取扱い

- 1 退職した者の基礎在職期間に高齢者部分休業月が含まれる場合における条例第7条の3の規定の適用については、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がある高齢者部分休業月にあつては職員の区分が同一の高齢者部分休業月ごとにそれぞれその最初の高齢者部分休業を取得した日の属する月から順次に数えて高齢者部分休業月の月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月を、退職した者が属していた職員の区分が同一の高齢者部分休業月がない高齢者部分休業月にあつては最初の高齢者部分休業を取得した日の属する月を基礎在職期間の各月から除くものとする。
- 2 前記1の「高齢者部分休業月」とは、地方公務員法第26条の3の規定により高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない時間について、職員の区分が同一の期間ごとに、その時間の合計を月に換算した数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）をいう。
- 3 前記2の規定による時間の換算その他退職手当に係る高齢者部分休業の時間の換算については、時間を日に換算する場合には7時間45分をもって1日とし、日を月に換算する場合には30日をもって1月とする。

#### 第4 基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い

- 1 退職した者の基礎在職期間に条例第7条の3第2項第2号から第6号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における同条第1項及び職員等の退職手当に関する規則（平成18年兵庫県人事委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定並びに前記第2及び第3の規定の適用については、その者は、特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなす。
- 2 退職した者が前記1の規定により特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職務の級、号給又は給料月額については、当該特定基礎在職期間にその者に適用されることとなる初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により定める。この場合において、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和6年兵庫県条例第44号）附則第4項の規定による号給の切替え及び附則第5項の規定による号給の調整又はこれらに準ずる措置がないものとして初任給の決定、昇格、昇給等に関する規定の例により計算した方が有利となるときは、当該計算によることができる。
- 3 退職した者が前記1の規定により特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなされる場合に、当該特定基礎在職期

間の初日の属する月から当該特定基礎在職期間の末日の属する月までの各月にその者が属していた職員の区分を決めるのに必要な職の職制上の段階、職務の級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項のうち、職員の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第42号）第17条の3の規定による管理職手当（以下「管理職手当」という。）については、次のいずれにも該当する場合に限り、その者は、当該特定基礎在職期間において、当該特定基礎在職期間の直前の職員としての引き続いた在職期間の末日（以下「特定基礎在職期間の直前の日」という。）にその者が占めていた職に応じた管理職手当の区分（職員の管理職手当に関する規則（昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号）第2条に規定する区分をいう。以下同じ。）と当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日（以下「特定基礎在職期間に連続する日」という。）にその者が占めていた職に応じた管理職手当の区分のうちいずれか低い区分による管理職手当の支給を受けていたものとみなす。

- (1) 特定基礎在職期間の直前の日とその者が従事していた職務と特定基礎在職期間に連続する日にその者が従事していた職務が同種のものであること。
  - (2) 特定基礎在職期間の直前の日及び特定基礎在職期間に連続する日にその者が属する職務の級が同一であり、かつ、その者が管理職手当の支給を受けていたこと。
- 4 退職した者が前記1の規定により特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなされる場合には、当該特定基礎在職期間中の次に掲げる期間に関して行われた処分又は行為は、それぞれ次に定める期間に関して行われた処分又は行為とみなす。
- (1) 国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成19年法律第45号）第2条第5項に規定する自己啓発等休業の期間、法人の就業規則等に定められている休業で地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業に相当するものの期間、国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成25年法律第78号）第2条第4項に規定する配偶者同行休業の期間又は法人の就業規則等に定められている休業で地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業に相当するものの期間 前記第2の(1)に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
  - (2) 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第109号。以下「国家公務員育児休業法」という。）第3条第1項の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第5条の規定による育児休業の期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。）、国家公務員育児休業法第12条第1項に規定する育児短時間勤務の期間又は法人の就業規則等に定められている短時間勤務で地方公務員育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務に相当するものの期間 前記第2の(2)に規定する現実に職務に従事することを要しない期間
  - (3) 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第79条に規定する休職の期間（公務上の傷

病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)、同法第82条に規定する停職の期間、国家公務員育児休業法第3条第1項の規定による育児休業の期間(前記(2)に掲げる期間を除く。)、法人の就業規則等に定められている休職の期間(業務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職の期間を除く。)若しくは停職の期間(これに相当する出勤停止の期間を含む。)又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第5条の規定による育児休業の期間(前記(2)に掲げる期間を除く。)前記第2の(3)に規定する現実に職務に従事することを要しない期間

#### 第5 調整月額に順位を付す方法等

- 1 規則第2条第1項後段の規定により退職した者が同一の月において2以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。
- 2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

#### 第6 平成18年3月31日を含む特定基礎在職期間を有する新制度適用職員の退職手当を計算するための給料月額

- 1 職員の退職手当に関する条例及び公立学校等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成18年兵庫県条例第11号。以下「改正条例」という。)附則第3項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第2項に規定する任命権者が別に定める額は、前記第4の1の規定により平成18年3月31日を含む特定基礎在職期間において当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員として在職していたものとみなされる場合に、前記第4の2の規定により定められるその者が同日において受けるべき給料月額とする。
- 2 改正条例附則第6項の規定により読み替えて適用する改正条例附則第5項に規定する任命権者が別に定める額は、前記1に規定する給料月額とする。

#### 第7 育児欠勤取得者に関する勤続期間の計算

改正条例附則第9項に規定する休職月等のうち任命権者が別に定めるものは、平成4年兵庫県警察本部訓令第11号の2による改正前の兵庫県警察職員勤務規程(昭和30年兵庫県警察本部訓令第29号)第53条の4の規定による育児に係る欠勤により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等とする。